

令和2年1月 和水町農業委員会 総会 会議録

1 開催日時 令和2年1月10日（金） 午後1時30分から午後3時00分

2 開催場所 和水町役場 三加和総合支所 第1・第2会議室

3 本日の出席農業委員は、次のとおりである。（10名）

会 長	1 番	荒木 政士			
会長代理	2 番	甲斐 正晴			
委 員	4 番	本山 圭司	5 番	有働 憲一	
	6 番	石原 由紀	7 番	内田 耕臣	8 番 金栗 孝義
	9 番	池田 好博	10 番	亀崎世志矢	11 番 上妻美津子

4 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。（1名）

3 番 平山 正光

5 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（16名）

菊水中央区域	猪口 琢真			
菊水南区域	上田 憲一	前淵慎一郎		
菊水東区域	川原 京一	庄山 慶司		
菊水西区域	坂本 正則	福永 泰信		
緑区域	上妻 芳樹	牛島 繁	竹下 周三	
神尾区域	渡辺 秀敏	古閑原秀春	中畑 昇	
春富区域	渡辺 陽三	三串 直人	柿原 学	

6 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。（1名）

石原 武則

7 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

議案第5号 農業委員会の法令順守の申し合わせについて

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

8 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（2名）

事務局長 松尾 修（兼庶務係長）

参 事 西川 佳孝

9 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。（0名）

8. 会議の概要

事務局 松尾

1 開 会

定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めます。まずは、元気な挨拶から始めたいと思いますので、皆様ご起立をお願いします。
「こんにちは。」ご着席ください。
それでは、ただ今から、令和2年1月 和水町農業委員会総会を開会します。

——— 資料の確認 ———

総会資料の表紙を、お開きください。
総会次第に沿って、進めさせていただきます。

事務局 松尾

2 会議成立宣言

和水町農業委員会会議規則第6条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」と謳っております。
本日は、11名中10名が出席ですので、本会議が成立することを宣言します。

3 会長挨拶

荒木会長、挨拶をお願いします。

会長 荒木

みなさん、改めまして「こんにちは。」

——— 会長挨拶 ———

それでは、挨拶とさせていただきます。

事務局 松尾

荒木会長、どうもありがとうございました。
それでは、議事に移らせていただきます。
和水町農業委員会会議規則第4条の規定により、
「会長は会議の議長となり、議事を整理する。」と謳っておりますので、会長には、議事の進行をお願いします。

議長 荒木

4 議事録署名人の指名

それでは、議事の進行をさせていただきます。
まず、「議事録署名委員の指名」を行います。
和水町 農業委員会 会議規則 第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

それでは、本日の議事録署名委員は、
6番 石原委員 と 7番 内田委員 に、お願いします。

議長 荒木

5 議事

それでは、議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。
この件につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。
農地法第3条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により、適合するか否か検討することとなっています。

適合するか否かの検討結果については、最後に説明させていただきます。

——— 事務局が、申請番号 46 について説明 ———

申請番号 46 贈与

申請地は板楠地区内の畑1筆です。有明広域行政事務組合玉名消防署和水三加和分署の東側にある農地になります。現地は保全管理してありました。

この案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載された内容、及び、現地確認等により、適合するか否か検討した結果を説明します。

一つ目が、「全部効率利用要件」です。
申請書に基づき、農業用機械、労働力、技術等から判断し、取得後において、耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを、効率的に利用して耕作等の事業を行うものと見込まれます。

次に、「農作業常時従事要件」です。
申請書に記載された耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断して、基幹的な農作業に、常時従事するものと見込まれます。

次に、「下限面積要件」です。
農業委員会が定める30aを上回っています。

最後に、「地域との調和要件」です。
取得後においても、耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など、地域との調和に支障が生じることはないと思われます。

事務局 松尾

補足させていただきます。申請事由が贈与となっておりますが、30年ほど前に譲受人の父と譲渡人との間で、話ができおり、今回は名義変更ということで贈与という形になっております。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。
議案第1号につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。

——— 異議なしの声 ———

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

——— 全員挙手 ———

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第1号については、原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

——— 事務局が、議案第2号 申請番号 3 について説明 ———

議案第2号 申請番号 3 個人用住宅用地

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いしま

す。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

申請人は、居宅を建て替えるにあたり、既設の農業用倉庫２棟と車の回転広場を確保する必要があったため、宅地の南側いっぽいに居宅を偏って建ててしまいました。その後何年か経ち、どうしても庭が欲しくなったので、自宅の南側に接した自己所有の申請地に庭を造ってしまったとのことで、追認案件となります。

給水については庭であるため必要ありません。雨水は自然浸透となります。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は和水町役場本庁より３００ｍ以内にある農地ということで「第３種農地」に該当します。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」については、既に設置済みです。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましても、既に設置済みです。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましても、現状のまま住宅用の庭として使用するため影響はありません。周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、現地確認をしていただいた委員さんの報告をお願いします。

議案第２号 申請番号 ３について、猪口 推進委員 の報告をお願いします。

猪口推進委員

議案第２号 申請番号 ３ について、猪口 が報告します。

１月８日に、平山委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、菊水中央小学校から西へ１５０ｍほど進んだところにある江田地区の畑で、既に庭として使用してありました。

現状のまま使用されるということです。周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。

ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

議案第２号 につきて、何か質問等がありましたら、お願いします。

—— 異議なしの声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。

議案第２号 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。

議案第２号 は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。

次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 西川

—— 事務局が、申請番号 24 について説明 ——
申請番号24 個人住宅

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

同居する譲渡人である父の土地を譲り受け、個人住宅を建設されるものです。給水は隣の実家水道施設から給水し、雨水は西側にある既設の道路側溝に放流します。生活雑排水・汚水は下水道汚水桝に接続して排水する計画です。

造成中は、敷地境界付近に仮囲いや土のう等で土砂流出等の被害防除に努めるそうです。

万一被害等が生じた場合には責任を持って対処されるとのこと。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和3年2月10日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、東側及び南側に農地はありますが、平屋建てであることや周辺農地への位置関係等を考慮すると、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、議案第3号 申請番号24について、猪口 推進委員 の報告をお願いします。

猪口推進委員

申請番号24について、猪口 が報告します。

1月8日に、平山委員と私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、菊水中央小学校から北へ50mほど進んだところにある江田地区の田で、保全管理してありました。

平屋建てであることや、位置関係を考慮すると、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。

続いて申請番号 25 について 事務局の説明をお願いします。

申請番号25 個人住宅

事務局 西川

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

—— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ——

譲受人は、中十町にお住まいですが、申請地を個人住宅として転用されるものです。ボーリングにより給水し、雨水は雨水枡から南側にある水路に放流します。生活雑排水・汚水は合併浄化槽を設置して処理水を南側の水路に放流する計画です。

申請地の周囲は宅地であり、万一被害等が生じた場合には責任を持って対処され

ることとです。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年10月31日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲はすべて宅地及び道路であり、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

続いて、議案第3号 申請番号25について、福永 推進委員 の報告をお願いします。

福永推進委員

申請番号25について、福永 が報告します。

1月8日に、内田委員と私と、事務局で現地確認を行いました。

申請地は、竈門橋から北東へ400mほどのところにある竈門地区の畑で、保全管理してありました。

申請地の周囲は宅地及び道路であることから周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。

審議方、よろしくお願いします。

議長 荒木

ありがとうございました。

続いて申請番号 26 について 事務局の説明をお願いします。

申請番号26 法人事業用地

事務局 西川

申請添付書類については、別紙の「申請添付書類一覧表」で、確認をお願いします。

——— 管内図・住宅地図・字図・土地利用計画図の説明 ———

申請法人は、申請地北側の隣接地において事業を営むもので、既存の敷地が狭く、手狭で施設が不足しており、申請地を無蓋駐車場・廃車置場・廃材置場・通路等の施設用地として利用するものです。

用途が駐車場などであるため、給水や汚水の発生はありません。雨水は自然浸透とし、余水は既存の南側の排水路に接続して排水する計画です。

申請地の周囲は東側と西側に農地がありますが、駐車場などとして利用するので、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。

この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。

「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第2種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。

続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「残高証明書」を確認したところ事業費を上回っています。

「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和2年3月31日までに完了予定ですので確実性が見込まれます。

	「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。 「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、周囲は雑種地・宅地・山林・道路及び本人所有の農地であり、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。 以上です。よろしくお願いします。
議長 荒木	続いて、議案第３号 申請番号２６について、甲斐 会長代理 の報告をお願いします。
甲斐会長代理	申請番号２６について、甲斐 が報告します。 １月８日に、私と事務局で現地確認を行いました。 申請地は、中央団地から西へ３０ｍほどのところにある竈門地区の畑で、野菜が作付けしてありました。 申請地の周囲には東側と西側に農地はありますが、用途や位置関係を考慮すると周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。 審議方、よろしくお願いします。
議長 荒木	ありがとうございました。 続いて申請番号 ２７ について 事務局の説明をお願いします。
事務局 西川	——— 事務局が、申請番号 ２７ について説明 ——— 申請番号２７ 太陽光発電設備（大田黒） 借受人は、個人で売電収入を目的とし、太陽光発電設備を設置するものです。 太陽光発電設備のため、給排水は発生しません。汚水・生活雑排水はなく、雨水は従来どおり自然浸透されます。 万一被害等が生じた場合には、責任を持って対処されるということです。 この転用に係る許可基準に照らした結果について、説明します。 「農地区分」及び「立地基準」ですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第２種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断されます。 続いて、「一般基準」ですが、「資金力及び信用力」は「融資証明書」を確認したところ事業費を上回っています。 「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」につきましては、令和２年５月３１日までに完了予定ですので、確実性が見込まれます。 「計画面積の妥当性」は、事業計画として妥当な面積と思われます。 「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」につきましては、太陽光発電設備のため、周囲の農地への日照、通風など、営農上への支障はないと思われます。 以上です。よろしくお願いします。
議長 荒木	続いて、申請番号２７について、亀崎 委員 の報告をお願いします。
亀崎委員	申請番号２７について、 亀崎 が報告します。 １月７日に、渡辺推進委員と、私と、事務局で現地確認を行いました。 申請地は、東洋電装から南西へ５０ｍほど進んだところにある畑で、一部に野菜が作付けしてあり、残りは保全管理してありました。 南側には農地がありますが、太陽光発電設備の設置のため、周辺農地への日照・通風など、営農上の支障は無いと考えます。 審議方、よろしくお願いします。
議長 荒木	ただ今、事務局からの説明と、現地確認をしていただいた委員さんからの報告がありました。

	議案第3号 につきまして、何か質問等がありましたら、お願いします。
福永委員	許可後から20年したらもとにもどすということですか？
事務局 松尾	そういうことになります。契約書にもそう謳ってあります。
議長 荒木	他に何か質問はありませんか。
	—— 異議なしの声 ——
議長 荒木	無いようですので、採決をします。 議案第3号 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
	—— 全員挙手 ——
	ありがとうございました。 議案第3号 は 原案のとおり、許可相当として、県知事に意見を送付します。
	次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」を議題とします。 今回、申請番号210 は、金栗委員が関与される案件です。
	議事参与の制限がありますので、まずは、その案件を除いて審議します。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局 西川	議案第4号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について」です。 各申請の「経営面積」・「利用内容・賃借料・期間・区分・備考」については、総会資料のとおりですので、ご覧ください。 「申請番号・土地の所在等・貸人・借人」のみ、読み上げます。 借人・貸人の敬称は、略します。
	—— 事務局が、申請番号 187～209 について説明 ——
	以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件」を満たしているものと考えます。 以上です。よろしくお願いします
議長 荒木	ただ今、事務局から説明がありました。 議案第4号の申請番号 187～209 について、何か質問等がありましたら、お願いします。
	—— 「異議なし」の声 ——
議長 荒木	無いようですので、採決をします。 議案第4号 申請番号 187～209 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。
	—— 全員挙手 ——
議長 荒木	ありがとうございました。 議案第4号 申請番号 187～209 については、原案のとおり決定しました。

次に、申請番号 210 について、審議します。
金栗委員の退室をお願いします。

—— 金栗委員 退室 ——

議長 荒木

それでは、事務局の説明をお願いします。

—— 事務局が、申請番号 210 について説明 ——

事務局 西川

以上の計画につきまして、「全部効率利用要件」、「農作業常時従事要件」など、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件」を満たしているものと考えます。
以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局から、説明がありました。
申請番号 210 について、何か質問等がありましたらお願いします。

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
申請番号 210 について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
申請番号 210 については、原案のとおり決定しました。
金栗委員 の入室を、お願いします。

—— 金栗 委員、入室 ——

議長 荒木

次に、議案第 5 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」を議題とします。
事務局の説明を、お願いします。

事務局 西川

議案第 5 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせについて」です。

—— 事務局が、配布資料を用いて 議案第 5 号について説明 ——

—— 説明後、総会資料 15 ページを読み上げる ——

以上です。よろしくお願いします。

議長 荒木

ただ今、事務局からの説明が終わりました。

議案第 5 号について、何か質問等がありましたら、お願いします。

有働委員

具体的にはどういう事件だったのですか？

事務局 松尾

—— 新聞記事の写しを読み上げ説明 ——

議長 荒木

他に質問はございませんか？

—— 「異議なし」の声 ——

議長 荒木

無いようですので、採決をします。
議案第5号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は、挙手をお願いします。

—— 全員挙手 ——

議長 荒木

ありがとうございました。
議案第5号については、原案のとおり決定しました。

議長 荒木

これで、すべての議事は終了しました。
他に、各委員さんから、何かご意見・質問等はありませんか。
無いようですので、進行を事務局へお返しします。

事務局 松尾

荒木会長には、議長を務めていただき、どうもありがとうございました。

6 報告

10ページを、ご覧ください。
報告第1号「解約」が、18件です。
報告第2号「農地改良届」が、4件です。
16ページには議案総括表を掲載しています。

7 その他（連絡事項）

事務局から、事務連絡。

8 閉会

ご起立をお願いします。これもちまして、令和2年1月 和水町農業委員会総会を、閉会します。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 6 番

署 名 委 員 7 番

会議録調製者 西川 佳孝
本誌（表紙除く） 1 1 頁